

くれさかクリーンセンターのごみの受入れについて（保存版）

- センターへごみを搬入される場合は下記の通りにごみの分別を確実におこない、注意点を守って搬入してください。
- 資源ごみについては、各市町において分別収集をおこなっていますのでご協力をお願いします。
- センターで受入れ出来るごみは、福崎町・姫路市夢前町・姫路市香寺町・姫路市安富町のごみです。

- センターに持ち込まれるすべてのごみについて10kgにつき130円（10kg未満の場合は130円）の手数料が必要です。
（ごみステーションは今までどおりとなります。）

可燃（もえる）ごみ（50cm以下のもえるごみ）



（注意点）

- ①生ごみ処理機や各店舗での店頭回収を利用して減量化にご協力をお願いします。
- ②ひも類は50cm以下に裁断してください。
- ③カバン・ベルトの金属部分は、取りはずして不燃ごみとして搬入してください。
- ④紙おむつは汚物処理し、紙等に包んで搬入してください。
- ⑤各市町の指定ごみ袋等、中身の見える袋に入れて搬入してください。

不燃（もえない）ごみ（50cm以下のもえないごみ）



（注意点）

- ①スプレー缶（ガス・塗料等）、びん等の容器は必ず中身を抜いて下さい。（処理中の大事故・機器の故障原因になります。）
- ②ハンガーはひも等で束ねておいてください。
- ③アルミ・スチール缶・空びんは、資源化にご協力をお願いします。
- ④プリンターのインクカートリッジ等は販売店回収ボックスなどを利用して、リサイクルにご協力をお願いします。
- ⑤パソコンは、PCリサイクル又は小型家電リサイクルの回収に出してください

粗大ごみ（50cm以上の大型ごみ）



（処理できる大きさ）

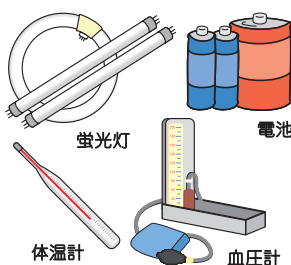
可燃性 巾140cm×高90cm×長200cmまで
不燃性 巾90cm×高90cm×長180cmまで
廃木材 太60cm×長150cmまで

※家屋解体に伴う廃木材等を搬入する場合は、下記「家屋解体に伴うごみの搬入手続きについて」の項目をご覧ください。

（注意点）

- ①冷凍庫・冷蔵庫・洗濯機・テレビ・エアコン・衣類乾燥機は家電リサイクル法に基づきセンターへは搬入できません。販売店に引き取ってもらってください。
- ②ストーブの灯油は必ず抜いてください。
- ③タンスなど壊して減容化できる場合はご協力をお願いします。

蛍光灯・乾電池・その他水銀を含むごみ

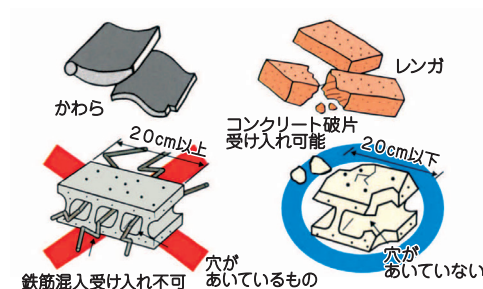


蛍光灯、乾電池のほか、水銀式の体温計・血圧計などの水銀を含むごみは他の不燃ごみと分別して搬入してください。

（注意点）

- 蛍光灯 割れているものは飛散ないように袋等に入れてください。
電池 充電電池、ボタン電池は販売店の店頭回収に出してください。
体温計等の水銀を含むもの 割れないように紙などに包んでください。

埋立ごみ（瓦・レンガ・コンクリートなどのガレキ類）



（注意点）

- ①20cm以下にしてください。
- ②燃えるもの、金属くずを除去してください。
- ③運搬時は、飛びちらないようにしてください。
- ④水切りを十分に行い、搬入する際汚水を垂れ流さないようにしてください。
- ⑤搬入者自ら（又は家族）が運転（又は同乗）してください。
- ⑥搬入車両は最大積載量3t車以下で、積載量を超過しないでください。

※埋立ごみを搬入する場合は、下記「家屋解体に伴うごみの搬入手続きについて」の項目をご覧ください。

剪定ごみ

（注意点）

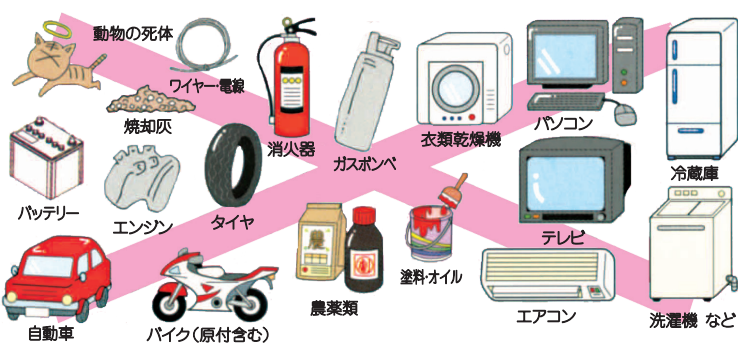
【個人・事業場・剪定業者共通】

- ①幅（太さ）は60cm以下 ②長さは150cm以下
- ③搬入車両は最大積載量3t車以下で、積載量を超過しないで下さい。（パッカー車による搬入は出来ません。）
- ④ビニール袋や空缶等のごみを混入させないでください。（堆肥として再利用が困難となります。）
- ⑤生木でもかまいません。
- ⑥伐採、伐開（幹が10本を超える場合など）で発生したもの及びそれに類するものは受入れできません。
- ⑦抜根くずは受入れできません。
- ⑧草については、出来る限り腐らせたりせず搬入してください。多量に腐った草を搬入された場合受入れをお断りする場合があります。（機械での破碎処理が困難となります。）
- ⑨運搬にあたっては、飛散させないようにシートで覆う等して搬入してください。
- ⑩病害虫駆除（病気部分の排除）を目的に発生した剪定くずは、窓口で申し出てください。

【事業場・剪定業者】

- ①福崎町、姫路市夢前町、姫路市香寺町、姫路市安富町内で発生したものに限ります。
- ②剪定業者の方が、業務の実施により発生した剪定ごみを持ち込む場合は、「剪定ごみ発生源確認書」が必要です。
※「剪定ごみ発生源確認書」の様式は当センターのホームページからダウンロードできます。また、窓口での配布もしています。

受入れ出来ないごみ



- ①産業廃棄物及びこれに類するもの
- ②感染性廃棄物及びこれに類するもの
- ③詳細はくれさかクリーンセンターにお問い合わせください。

事業系ごみ

- 受入れできるごみ 可燃ごみ…ちゅう芥類・書類・伝票等の一般廃棄物に限ります。不燃ごみ…従業員が飲まれた飲料用の空缶・空びん程度のものです。粗大ごみ…木製家具等の一般廃棄物に限ります。
- 受入れできないごみ 産業廃棄物及びこれに類するもの

受入日及び時間

- 受入日 毎週月曜日～金曜日（祝日も可）
※年末年始の受入日については、くれさかクリーンセンターにお問い合わせください。
- 受入時間 8時30分～12時00分及び13時00分～16時30分まで

●お問い合わせ

くれさかクリーンセンター
☎079-335-3670



くれさかクリーンセンター

ホームページアドレス <http://www.yumetv.jp/~kuresaka/>

福崎町住民生活課 ☎0790-22-0560
姫路市リサイクル課 ☎079-221-2404
姫路市北部美化事務所 ☎0790-66-2471
（姫路市夢前町、香寺町、安富町のごみ収集）